

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年11月18日 定例庁議
開 催 日 時	平成27年11月18日（水） 午前10時00分～午前10時34分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、金丸生涯学習部次長（島村生涯学習部長代理）、太田選挙管理委員会参事（内田監査委員事務局長代理） （担当課1） 宇野学校給食課長、矢澤同課課長補佐 （担当課2） 渡邊産業振興課長、北林同課課長補佐 （担当課3） 菊島障害福祉課長、大高同課課長補佐、赤澤同課障害福祉係長 （事務局） 宮村市長公室次長兼市政情報課長、関口政策企画課主幹兼課長補佐、同課政策企画係山崎主事、稲葉秘書課長
会 議 内 容	1 朝霞市における学校給食費の見直しについて 2 朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例 3 朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霞市における学校給食費の見直しについて（答申）</li> <li>・学校給食費の改定について</li> <li>・埼玉県内62市町村の給食費の状況（平成27年7月現在）</li> <li>・食材費上昇の具体的な影響</li> <li>・学校給食費の見直しを検討しています</li> <li>・給食費見直し（意見募集結果）</li> <li>・朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例概要</li> <li>・朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例</li> <li>・朝霞市農業委員会の委員の選任に関する規則概要</li> <li>・朝霞市農業委員会の委員の選任に関する規則</li> <li>・朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の概要</li> <li>・朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例</li> </ul>

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限          年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 ペ ー ジ</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

1 朝霞市における学校給食費の見直しについて

【説明】

（担当課 1：宇野学校給食課長）

朝霞市における学校給食費の見直しについて説明する。

庁議決定を求める事項は2点ある。

1点目は、学校給食費の改定時期で、小学校及び中学校の学校給食費の改定時期を平成28年4月1日からとするものである。

2点目は、学校給食費の改定額で、小学校は、現行月額3,800円を4,200円に、中学校は、現行月額4,300円を4,800円に改定するものである。

なお、この改定時期及び改定額については、本日配布した学校給食運営審議会からの答申で示され、11月4日に開催した教育委員会臨時会において了承を得ている。

次に改定の理由だが、本市の学校給食は、平成13年度に給食費を改定して以来14年余り金額を据え置いて提供してきたが、消費税率の改正や近年の諸物価の高騰に伴い、給食用食材の価格が大幅に上昇しており、現行の学校給食費では、今後、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供が困難な状況にあることから改定するものである。

検討経過については、「3 検討経過」に記載しているとおりである。

庁議への付議理由については、本市における児童生徒数は10,000人を超え、その保護者は、約7,500世帯であり、学校給食費の改定は多くの市民に影響があることから、庁議規則第7条第4号に該当し、本日の庁議に付議するものである。

今後の予定については、今回の給食費改定に伴う規則の一部改正について、明日の教育委員会定例会で審議していただく。

市議会への対応は、規則改正後、速やかに市議会議員に資料の提供をする。

保護者への周知については、在校生保護者、新入生保護者への通知に加え、毎月配布する献立表や、市ホームページ、広報あさかななどを活用して適切な周知に努める。

なお、本日配布した、資料1から資料5については、学校給食費の見直しの検討にあたり、審議会に提出した主な資料である。

以上が教育委員会で開催した学校給食費の見直しについての概要である。

[1 1月9日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

「朝霞市における学校給食費の見直しについて（答申）」の中に、「代わりご飯、及び特別加工パンの提供回数が増加する」とあるが、単価表を見ると、現状も改定後も主食費の金額が変わらないので、一概に増加するとは言えないのではないかという質問があり、主食費や牛乳費に増額があった場合は、副食費分を減額して対応していくとの回答があった。

同じく審議会の答申にあるが、消費税が10%になっても給食費を据え置くとの表現があったが、現段階においては明言しないほうが良いのではないかとの意見があったが、担当としては、平成29年4月に消費税増税の転嫁があるが、2年連続で値上げをするのは保護者などにも負担があるため、今後の動向等を見極めながら最終的に判断するとの説明があった。併せて、今まで14年間増額を行わずにやってきたノウハウもあるため、それを活かしてメニューなどを工夫して対応していきたいと考えているとの回答があった。

規則改正後の議員への資料提供の時期について質問があり、規則改正は11月19日の教育委員会の定例会を予定しているので、その翌日以降に提供したいと考えているとの回答があった。

給食費の未納が問題になっているが、給食費の値上げによる未納の増加については検討したのかとの質問があり、未納の問題については、保護者の方から「未納が給食提供の厳しい状況につながっているのではないか」という意見があるが、朝霞市では公会計方式を採っているため未納が給食食材の購入の負担になっているということはないとの回答があった。

資料5の意見募集について、意見募集を短期間で実施しているが、この期間を設定した考え方について質問があったが、意見募集は、学校を通して配布し、保護者の方の手に届いてから1週間強あったため、十分に意見をもらえると考え、この募集期間を設定したとの回答があった。

最終的に政策調整会議においては、結論とすべき時期と改定額について了承を得たが、再度資料の整理を行ったうえで、庁議に諮ることとし、結論付けた。

**【意見等】**

(田中副市長)

平成29年4月1日の消費税の再増税についてだが、2年連続で給食費を値上げするという事態は避けるべきである。したがって、こと庁議で、平成29年4月1日に予定されている消費税の再増税分については、少なくとも給食費に転嫁しないという基本方針を確認した方がいいのではないか。

(事務局：宮村市長公室次長)

副市長からの提案について意見はあるか。

(一同)

異議なし。

(事務局：宮村市長公室次長)

副市長の提案について、市の決定としてよろしいか。

【結果】

- ・原案及び消費税の扱いについて、提案のとおり決定する。

【議題】

## 2 朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例

【説明】

(担当課2：渡邊産業振興課長)

朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例について説明する。

本条例の制定理由については、平成27年9月に「農業委員会等に関する法律」の改正法が公布されたことにより、農業委員の任命方法について公選制及び選任制から、市長が議会の同意を得て任命する方法に改正されたことにより、この条例を制定するものである。

なお、現行の朝霞市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例については廃止となる。

続いて条例の概要だが、新たな委員の定数については、20人としている。この定数の考え方として、現行の農業委員数と同等程度を維持する旨の県農業会議の助言を基に、公選制の数を維持すること、さらに、農業者及び農業者で組織する団体からの推薦と農業に識見を有する者から公募ということで20人としている。

施行期日については、平成28年4月1日とし、平成27年第4回の市議会定例会に上程したいと考えている。

条例の概要は以上である。

[11月9日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

現在の農業委員の任期について、新しい委員が決定するまで任期を延長するとの記載が附則などには見当たらないが、3月31日までに任期が終了してしまった場合の対応はどうなるのかとの質問があった。

現在の委員の任期は、平成28年3月28日となっている。今回の法改正では任期の経過措置が定められており、その任期が平成28年3月31日前の場合は延長すると示されているので、現行の委員の任期が自動的に延長されることが法律で定められているとの回答があった。

立候補しない限り、議員が農業委員会委員に選出されることはないと考えていいのか

との質問があり、立候補しない限り議員が選出されることはないとの回答があった。

今回の法律改正で議員を入れる必要がない旨の規定はあるのかとの質問に対し、現行の法律は明確に「議会からの推薦者を4人以内とする」と定められていたが、改正後は、識見を有する者からの募集とされているとのことから、議員の規定はないとの回答であった。

識見を有する者については、あくまで募集によって実施するのかとの質問があり、委員の選定については、1ヶ月間の期間を設けて募集する。県の見解では、募集人数が下回った場合は、募集人数に到達するまで応募期間を延ばすようにと言われており、基本的には募集を行うとのことであった。

定数を20人としているが、現行の農業委員会と役割等が同じなのであれば、定数も現行と同じ21人でいいのではないかという指摘があった。

農業者からの推薦とあるが、自薦は可能かとの質問に対して、自薦ではなく、他の農業者から推薦していただくのが農業者からの推薦にあたるとの回答があった。

予定人数より多い立候補者があった場合はどのような対応をするのかとの質問に対して、原則公開抽選で決定する方法を考えているとの回答があった。

これらの議論を経て庁議に諮ることとした。

#### 【意見等】

(富岡市長)

規則の第2条の(1)から(4)は具体的にどのような方を想定しているのか。

(担当課2：渡邊産業振興課長)

(1) 農業者からの推薦は、農業者個人が委員を推薦する場合で、要するに、個人が個人を推薦するということになる。

(2) 市内の農業協同組合の組合員組織の代表者からの推薦で、現行の公選制の農協の各支部の支部長からの推薦があたる。

(3) 農業関係団体の代表者からの推薦は、農業協同組合の理事、共済組合からの推薦があたる。

(4) 農業に識見を有する者からの募集については、国や県からは農業者以外で、公平性・中立性を保てる者を入れるようにとの指示があり、例としては、弁護士、行政書士などが想定される。

また、先日の政策調整会議の後に、農業者自身が立候補することができることと明らかになったので追加で説明させていただく。

(富岡市長)

弁護士や行政書士であっても、農業に識見がない場合は立候補できないのか。また、その判断はどのように行うのか。

(担当課2：渡邊産業振興課長)

識見がない場合は立候補ができない。判断方法については、応募用紙の中に、「応募の理由」や「農業経営の状況」などを記載する欄があり、その記載内容を基に判断する。

(富岡市長)

(1) の農業者からの推薦とあるが、農業者が農業者を推薦するとはどのようなことを想定しているのか。

また、農業者からの推薦者は何人選出するのか。

(担当課2：渡邊産業振興課長)

各支部から推薦をもらえなかった方や自分自身は委員をやりたいが団体から推薦を得られなかった時に知人の農業者から推薦してもらうことなどが想定できる。要するに募集に際して幅を広げたという意味がある。

県の説明では、選出基準ごとの人数の枠をあえて指定しないのは、地域の実情や立候補者の意思、推薦者の考えなど制約してしまいますおそれがあるからとのことで、人数の割り振りはしない。規則にある(1)から(4)までの方に対してホームページや広報を活用して募集をしっかりと行えば法律には抵触しない。ただ、(4)の方だけは、農業者以外の中立的な立場で識見を有する方を確保する意味から1人以上委員として選出しなくてはならないとされている。

**【結果】**

- ・提案のとおり決定する。

**【議題】**

### 3 朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の概要

**【説明】**

(担当課3：菊島障害福祉課長)

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例について説明する。

第1条では、設置に関する内容を規定している。

第2条では、業務の内容について規定している。福祉就労や相談支援事業を行うものである。

第3条では、指定管理者に管理をしてもらう旨を規定している。

第4条では、休所日を規定している。

第5条では、利用時間を規定している。こちらは現行の「はあとぴあ」の施設と同様となっている。

第6条では、定員を規定しており、施設規模から100人を定員としている。

第7条では、利用することができる者の範囲で、各法律に定められた者を対象としている旨を規定している。

第8条では、利用の許可を規定しており、指定管理者に利用の許可をしてもらう。

第9条では、許可の取り消しを規定している。

第10条は利用料金で、利用者は法律に基づいた利用料金を支払う義務があり、これを指定管理者に支払う旨を規定している。

第11条は利用料金の収受で、地方自治法上の指定管理者制度の利用料金制を採る旨

を規定している。

第12条及び第13条では、利用料金の減免及び徴収猶予、還付について規定している。

第14条は損害賠償で、故意又は過失により施設などを損傷させた場合に原状回復をしてもらう旨を規定している。

第15条では、条例に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項を規則に委任する旨の規定をしている。

施行期日は平成28年4月1日としている。ただし、相談支援事業については、平成29年4月1日からサービスを実施するため、1年施行期日を遅らせている。

続いて、前回の政策調整会議で指摘があった点について修正した箇所を説明する。

第8条の見出しについて、「利用の申請等」としていたところを、内容が利用の許可に  
ついてのみ記載していたため、「利用の許可」とした。

同じく第8条の第2項で、「附属設備」という文言を「設備」とし、建物に附属している設備以外のものにもかかる文言とした。また、より広い意味で捉えるために「破損」を「損傷」に変更した。

条例の概要は以上である。

#### [11月9日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

現状の福祉作業所の定員が40人で、今回の施設の定員が100人となっているが、利用者は見込まれるのかという質問に対し、毎年特別支援学校を卒業される方のうち、7、8人の方の入所が見込まれ、向こう10年程度の入所者数を見込み定員を100人としたとの回答があった。

指定管理にする理由について質問があり、回答として、現行の作業所などとは異なり、大きな施設であり、市が責任を負う施設となってくることと、さらに今回の施設では市と建設者の丸沼倉庫と社会福祉協議会との協議により、社会福祉協議会が指定管理者として運用していくこととしたとのことであった。

施設開設当初は、現行の作業所の利用者数と変わらないので、指定管理料は同額程度かとの質問があり、今回の施設はエレベーターや自動ドアなど、施設規模が異なるため、管理料などが増額すると見込んでいるとの回答があった。

新しい施設で、新たな職員の採用はあるのかとの質問があり、新しい施設では、現行のサービスに加え、就労移行支援という新しい事業を追加するため、就労支援関係の職員の採用が必要となり、3人の増員を図るとの回答があった。

利用料金を支払わない方がいた場合、どのような対応になるのかとの質問に対して、社会福祉協議会が必要に応じて滞納整理等を行い、支払い能力がない方については減免制度を活用するとの回答があった。

新しい施設を利用料金制にした理由について質問があり、回答として、指定管理者で収支を完結してもらい、通常の民間施設のような位置付けにしたいと考えたためであり、また、指定管理者自身が報酬体系等を鑑み、収入の範囲内であれば独自にサービスを行



うことができるというメリットを活かしたいとのことであった。

施設名称はどのような検討過程があったのかとの質問に対し、担当課の協議により、利用者は引きこもりがちなので、地域の方たちと触れ合っていたきたいという想いを込めて決定したとの説明があった。

これらの質疑を経て、条文の見出しや字句などを修正したうえで庁議に諮ることとした。

#### 【意見等】

(富岡市長)

開所日と条例制定日についての審議があったとのことだが、具体的にはどのような審議内容だったのか。

(神田市長公室長)

当初、担当から、条例施行日を4月1日としているが、開所日に変更が生じた場合は開所日と合わせて条例施行日を変更したいとの説明があった。しかし、施設の開所日と条例施行日は必ずしも一致するものではないとの指摘を経て審議を進めて、最終的に文書法規係と調整をした結果、政策調整会議での指摘どおり、施設開所日と条例施行日は必ずしも一致しないと示され、施設を4月1日に設置して、開所日がずれてもなんら条例の効力に影響はないと確認されたと聞いているので、本条例どおり4月1日に条例を施行することとした。要するに、開所日が施行日以降であれば問題ないとのことであった。

(田中副市長)

条例第11条から第13条で利用料金の関係の規定があるが、規則では定めておらず、判断基準が決まっていない。取扱要領等を作成する予定があるのかもしれないが、明確に基準を示さないと指定管理者も混乱すると感じるがどう考えているか。

また、定員数が増えるが、通所の手配などは大丈夫か。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

指摘事項を踏まえて、取扱基準を整備して指定管理者にお願いする。

また、通所の手配については、現在も送迎を実施しているので、利用者の希望を聞きながら指定管理の中で送迎サービスを実施していきたいと考えている。

(三田福祉部長)

送迎については、指定管理者のプレゼンテーションがあり、その中でも送迎は実施すると打ち出されていたので配慮されていると考えている。

#### 【結果】

- ・提案のとおり決定する。

#### 【閉会】